

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日が休日には、その日は、
原大谷茶屋字イザ原の全域)

目

次

◇告

示

町等の区域の新設等（市町村振興課）

告示

鳥取県告示第三百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、及び変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設及び変更並びに字の区域の廃止は、平成十一年六月四日からその効力を生ずる。

平成十一年六月四日

鳥取県知事 片山善博

				新たに画する町及び字の名称
新屋敷	大谷茶屋字北田	大谷字北田新屋敷の全域	同上の区域（平成十年十月二十二日現在の地番による。）	
大谷茶屋字小林	大谷字小林八三二の三、八三一の三〇、八三一の三一、八三一の三三から八三一の三六まで、八三一の四〇から八三一の四二まで、八三一の四四、八三一の四六、八三一の五四、八五九、一五二九、一五三〇の一から一五三〇の六まで、一五三一から一五三三まで、一五四〇の二、一五四一、一五五一、一五五三及びこれらと一体をなす国有地	大谷字小林八三二の三、八三一の三〇、八三一の三一、八三一の三三から八三一の三六まで、八三一の四〇から八三一の四二まで、八三一の四四、八三一の四六、八三一の五四、八五九、一五二九、一五三〇の一から一五三〇の六まで、一五三一から一五三三まで、一五四〇の二、一五四一、一五五一、一五五三及びこれらと一体をなす国有地	大谷茶屋字イザ原の全域	大谷字イザ原の全域
大谷茶屋字三度舞	不入岡字三度舞四五三の一、四五三の二、四五四の一、四五四の三から四五四の五まで、八三〇の一、八三〇の三から八三〇の六まで、八三一の一、八三一の二、八三一の五、八三二の一から八三二の三まで及びこれらと一体をなす国有地	和田字中三度舞六六四の一、六六五の二、六六五の三、六六六の一、六六六の二及びこれらと一体をなす国有地	和田字中三度舞六六四の一、六六五の二、六六五の三、六六六の一、六六六の二及びこれらと一体をなす国有地	大谷茶屋字中三度舞
大谷茶屋字西三度舞	和田字西三度舞のうち六九〇の一、六九一の四、六九五の一、六九五の三、六九六の一、六九七の一、六九七の三、六九八の一、六九八の三、六九九の一、六九九の二、六九九の四、六九九の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	和田字西三度舞のうち六九〇の一、六九一の四、六九五の一、六九五の三、六九六の一、六九七の一、六九七の三、六九八の一、六九八の三、六九九の一、六九九の二、六九九の四、六九九の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	和田字西三度舞のうち六九〇の一、六九一の四、六九五の一、六九五の三、六九六の一、六九七の一、六九七の三、六九八の一、六九八の三、六九九の一、六九九の二、六九九の四、六九九の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大谷茶屋字宝島
大谷茶屋字宝島	和田字宝島八六五、八七二、八七四の一、八七四の二、八七六	和田字宝島八六五、八七二、八七四の一、八七四の二、八七六	和田字宝島八六五、八七二、八七四の一、八七四の二、八七六	

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域（平成十年十月二十二日現在の地番による。）
大谷字小林	大谷字小林のうち八三一の三、八三一の三〇、八三一の三一、八三一の三三から八三一の三六まで、八三一の四〇から八三一の四二まで、八三一の四四、八三一の四六、八三一の五四、八五九、一五一九、一五三〇の一から一五三〇の六まで、一五三一から一五三三まで、一五四〇の二、一五四一、一五五一、一五五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
不入岡字三度舞	不入岡字三度舞のうち四五三の一、四五三の二、四五四の一、四五四の三から四五四の五まで、八三〇の一、八三〇の三から八三〇の六まで、八三一の一、八三一の二、八三一の五、八三三の一から八三三の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
和田字中三度舞	和田字中三度舞のうち六六四の二、六六五の二、六六五の三、六六六の一、六六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
和田字西三度舞	和田字西三度舞六九〇の一、六九一の四、六九五の一、六九五の三、六九六の一、六九七の一、六九七の三、六九八の一、六九八の三、六九九の一、六九九の二、六九九の四、六九九の六及びこれらと一体をなす国有地
和田字宝島	和田字宝島のうち八六五、八七一、八七四の一、八七四の二、八七六以外の区域

廃止する字の名
称

大谷字イザ原、大谷字北田新屋敷